

次に、商品用中古軽自動車等の軽自動車税について。

地元事業者支援の一環として、地域経済を支える中古自動車販売事業者の商品用中古軽自動車等への軽自動車税の免除についてお伺いします。

軽自動車税とは、地方税法で定められている市町村が課税団体として、軽自動車等に対し、その所有の事実に担税力を見いだし、その所有者に課する普通税であり、道路等との間に極めて直接的な受益関係を持つ特殊な財産税としての性格を持つほか、道路損傷負担金的な性格を持つと定義づけられています。近年、この軽自動車税において課税自治体が独自の判断で商品用中古軽自動車等への課税を免除する動きが広がっています。政令指定都市では、さいたま市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市において商品用の課税免除を行っています。

また、近隣では、福山市、尾道市、呉市、竹原市などが既に課税免除を行っておりますが、愛媛県内では商品用中古軽自動車等への課税免除を行っている市町はありません。

先日、愛媛県中古自動車販売協会の役員の皆さんと意見交換を行う機会がありました。毎年4月1日時点での在庫としている商品用中古軽自動車等の税金は、名義人である自動車販売業者が負担しており、経営を圧迫している。この業界も大きく変化してきて、大手ディーラーが自前の中古車販売に注力するなど、地元に根差した我々のような業者は、程度の差こそあれ、経営的に厳しい状況に直面していると。

そこで、全国的な商品用軽自動車等への軽自動車税の課税免除を受けて、本市での課税免除を求める御要望もお聞きしました。

中古自動車販売業は、昨今の新型コロナによるロックダウンなど、自動車向け半導体及び関連機器の輸入・生産品不足によるメーカーの新車減産影響により、新車の入手が困難な状況下に置かれているとともに、これまでの大規模災害後に中古自動車を供給することで、社会経済活動の維持や被災地等の復旧、復興を進める社会的な役割を担ってきています。その中古自動車販売業も、現在では中古市場に出回る下取り車の発生減少と仕入価格の高騰に拍車がかかっているため、大変厳しい状況が続いております。そのため、商品用中古軽自動車等への軽自動車税の免除は、深刻かつ喫緊の課題と考えられています。エネルギー価格や原材料費が高騰している現状を踏まえ、市民生活の維持と地域に根差した事業者の経営活動が継続できるよう、きめ細やかな対応と可能な限りの支援が今ほど求められているときはないと考えています。

これらの状況を踏まえ、本市における地方税である市税としての軽自動車税の商品用中古軽自動車等への課税に関して、社会情勢の激変下における市内事業者の支援の観点からも、その免除を早急に実現すべきではないでしょうか、本市の見解をお伺いいたします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。高橋総務部長。

○総務部長（高橋聰）（登壇） 商品用中古軽自動車等の軽自動車税についてお答えいたします。

商品であり使用していない軽自動車をナンバー登録している場合、一

部の市町におきましては、一定の要件を満たすものについては軽自動車税種別割の課税免除を行うところがございますが、全国的には少数の自治体にとどまっているのが現状でございます。また、課税免除の導入が進んでいない理由といたしましては、軽自動車税種別割が道路の損傷負担金的な性格を持つ税であるとともに、ナンバー登録をしている軽自動車のうち、商品用中古軽自動車等はいつでも道路を走行できる状態でありますことから、課税免除の要件の一つであります道路を走行していないことの確認が困難であることが要因でございます。

本市といたしましては、県内他市町におきましても、商品用中古軽自動車等の課税免除を導入している自治体がないことや、厳しい財政状況の中、安定的財源である税収の減少につながりますことから、課税免除の導入検討に当たりましては引き続き慎重に全国の動向や県内の状況を注視してまいります。

○議長（田窪秀道）　高塚広義議員。

○19番（高塚広義）（登壇）　この軽自動車税は、道路損傷負担金的な性格を持つものであります。課税の根拠としている公道の走行をしないことが厳密に担保される商品用中古軽自動車に対して、軽自動車税の課税を免除することは、公平、公正な税制を否定するものではないと考えますが、再度見解をお伺いいたします。

○議長（田窪秀道）　答弁を求めます。高橋総務部長。

○総務部長（高橋聰）（登壇）　高塚議員さんの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、軽自動車税は道路損傷負担金としての性格を有していることから考慮すると、道路を走行しない流通段階の商品については、軽自動車税を課さないことが妥当でございます。しかしながら、流通段階の商品であっても、道路を走行するための手続を行っているもの、つまり、ナンバープレートが交付されているものについては、道路を走行することが可能であることから、商品であって使用しないものには該当しないものと考えております。